

◎新潟県告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、新発田土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成26年1月20日から平成26年3月3日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月17日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新発田市 新発田土地 改良区	中曾根地区	交換分合	交換分合計画書 の写し	新発田市役 所加治川庁 舎

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。